

審 査 基 準

平成28年 6 月 23日 作成

法 令 名 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項 : 第 7 条 第 5 項
処 分 の 概 要 : 相続の承認による許可証の書換え
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 1 条 (書換え申請書の提出)、第 17 条 (許可証の書換えの手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14 日
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線 3035)
備 考 :